

船舶事故調査報告書

令和5年6月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年9月26日 08時40分ごろ
発生場所	山口県岩国市端島北方沖 <small>いわくに は</small> <small>はしらしま くるみ</small> 柱島港来見沖防波堤北灯台から真方位308° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 02.8′ 東経132° 23.1′）
事故の概要	遊漁船 <small>ナカマル</small> NAKAMARUは、南南東進中、また、プレジャーボート <small>ポイント</small> POINT IIは、漂流中、両船が衝突した。 NAKAMARU は、船首部に擦過傷を生じ、また、POINT IIは、左舷船尾部に破口を伴う擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和4年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 NAKAMARU、4.6トン YG3-60774（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×2.40m×0.90m、FRP ディーゼル機関、308.90kW、昭和63年5月 第290-32894号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート POINT II、5トン未満 270-41173広島、個人所有 5.41m（Lr）×2.04m×0.97m、FRP ディーゼル機関、35.30kW、平成8年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成26年9月2日 免許証交付日 令和元年6月19日 （令和6年9月1日まで有効） B 船長B 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年2月28日 免許証交付日 令和元年7月26日 （令和7年2月27日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に破口を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約0.1m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年9月26日06時00分ごろ広島県廿日市市所在のマリーナを出航し、岩国市今津川河口東方沖で遊漁を行った。</p> <p>船長Aは、柱島西側の釣り場に移動する目的で、操舵室内右舷側の椅子に腰を掛けて操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させて、約18ノットの対地速力で手動操舵によりA船を南南東進させた。</p> <p>船長Aは、このとき、船体への負荷を少なくして速力を上げ、燃費を良くする目的で、トリムタブ*1を調整し、A船の船尾を下げて船首が上がった状態にしていた。</p> <p>船長Aは、船首が上がって前方が見えにくい状態だったので、時折、背筋を伸ばして前方を見ながら操船中、08時40分ごろ、突然、流木に当たったような衝撃を感じるとともに、衝撃音を聞いたが、そのままA船を南南東進させていたところ、釣り客から「人が海に落ちている」と聞き、A船とB船とが衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、A船を反転させ、落水していた船長B及びB船の乗船者1人を救助した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、05時30分ごろ廿日市市上ノ浜漁港を出港し、岩国市手島南方沖で、機関を停止して漂泊し、釣りを行った後、船長Bが機関を始動して移動し、08時20分ごろ、岩国市中小島西方沖で、機関を停止して漂泊し、船首を南東方に向けて釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、08時30分ごろ、左舷船尾方約300mにB船に接近してくるA船を認めたものの、いつものとおり航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれると思い、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、その後、A船がB船を避ける様子がないので、同乗者と一緒に大声を出して大きく手を振ったが、A船が更に接近してくるのを認め、自らはB船の左舷側から海に飛び込み、同乗者はB船の右舷側から海に飛び込んだ直後、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長B及び同乗者は、反転して戻ってきたA船に救助された。</p> <p>B船は、しばらくして船首を残して沈んだ。</p> <p>B船は、その後、船長Aが手配した業者に引き揚げられ、広島県広</p>

*1 「トリムタブ」とは、船尾に取り付け、油圧により角度を調整することで船体の傾きを制御する可動翼をいう。

	<p>島市<small>いつかいち</small>五日市漁港までえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船(右舷船首方から撮影)、写真2 A船(左舷船首方から撮影)、写真3 B船(右舷船首方から撮影)、写真4 B船(右舷正横方から撮影)、写真5 B船(左舷船尾方から撮影) 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、ふだんからトリムタブを調整してA船を操船していた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、操舵室内右舷側の椅子に腰を掛けて操船し、船首浮上により船体中心線から両舷に約10°の範囲に死角が生じており、B船に全く気付いていなかった。</p> <p>船長Aは、航行中、トリムタブを調整してA船の船尾を上げ、前方の視界を良くしていれば、漂泊中のB船に気付いて避けることができたと思つた。</p> <p>A船の釣り客は、操舵室後部の客室及び操舵室外の後部甲板にいたので、誰もB船に気付かなかった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、端島北方沖において、南南東進中、船長Aが、トリムタブを調整して船尾を下げ、前方に死角が生じた状態で操船していたことから、前方のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の船体への負荷を少なくして速力を上げ、燃費を良くしようとしたことから、トリムタブを調整して船尾を下げていたものと考えられる。</p> <p>B船は、端島北方沖において、釣りをしながら漂泊中、船長Bが、左舷船尾方に接近するA船を認めたものの、いつものとおり航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれると思ひ、船首を南東方に向けて漂泊を続けたことから、避航する機会を逸し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南東進中、B船が機関を停止して漂泊中、端島北方沖において、船長Aが、トリムタブを調整して船尾を下げ、前方に死角が生じた状態で操船し、また、船長Bが、左舷船尾方に接近するA船を認めた際、いつものとおり航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれると思ひ、船首を南東方に向けて漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、トリムタブを調整して航行中、船尾を下げて死角が生じている場合、トリムタブなどを使用して船尾を上げ、前方の視界

	<p>を良くし、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、衝撃音などの異変を感じた際、すぐに停船して周囲を確認し、他船との衝突事故を確認した場合、人命救助と船体の保全を最優先として行動し、また、海上保安庁等に通報すること。・ 船長は、漂泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、接近する船舶が自船を避けてくれると思わず、余裕のある時機に注意喚起を行い、機関を始動し、移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

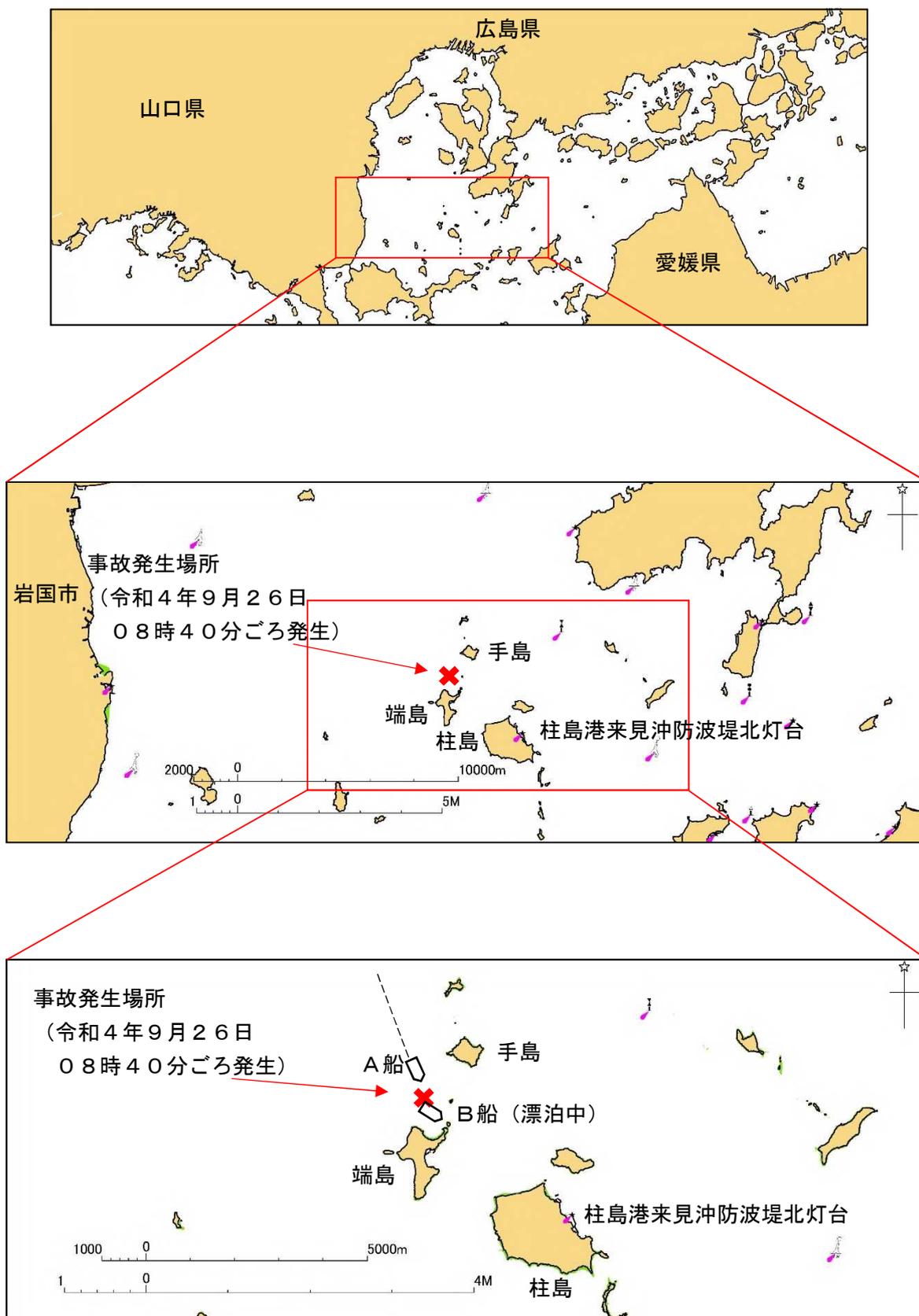


写真1 A船（右舷船首方から撮影）



A船

写真2 A船（左舷船首方から撮影）



A船

写真3 B船（右舷船首方から撮影）



写真4 B船（右舷正横方から撮影）



写真5 B船（左舷船尾方から撮影）

